平成２８年（フ）第１２１号
兵庫県川西市下加茂１丁目６番21号、前住所兵庫県川西市久代２丁目６番１号
債務者　西田貴久枝
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
兵庫県姫路市五郎右衛門邸81番地24、従前の住所東京都新宿区北新宿３丁目10番19―307号
債務者　鈴川千都世
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５５号
奈良市五条西１丁目24番25―Ｂ102号
債務者　三森　智美（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１号
奈良市西紀寺町28番地の４　シティパレス奈良町パート１―203号
債務者　矢羽田真弓（旧姓稲山）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９３号
奈良県橿原市久米町633番地の２　メゾンドール・リエスタ橿原神宮前702号
債務者　松田　　勉
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
徳島県吉野川市川島町児島字呉島14番地１呉島団地52―３号、旧住所徳島県吉野川市川島町学字近久318番地
債務者　鎌田　佳次
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７７号
愛媛県松山市会津町10番８号　メゾン会津203号、住民票上の住所愛媛県松山市会津町10番８号　レオパレス会津町203号
債務者　坂本　由美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市和霊元町３丁目４番７号
債務者　鷹見　政代
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市柿原甲1474番地
債務者　善家　和貴
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１５９号
宮崎市大島町馬場尻1911番地３、前住所宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬413号
債務者　甲斐加代子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
宮崎県都城市北原町30街区22号　県営北原団地４棟27号
債務者　高尾　健一
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号（フロウレス新屋敷312号）
債務者　日髙雄一郎
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４７号
福島県郡山市桑野２丁目30番11号　東和第一コーポ102号
債務者　君島　正子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
石川県加賀市山中温泉中田町ニ10番地１
債務者　小西　勝則
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３５号
山梨県大月市初狩町中初狩1873番地１
債務者　山西　啓子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番35―Ａ―303号
債務者　江藤真由美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番10―404号
債務者　岩根　辰憲
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係